

別表第1 (違反行為及び違反事項別の基礎点数)

違反行為	違反事項	基礎点数	適用保安基準
<p>基準緩和の認定に付された条件又は制限を遵守せずに運行した場合</p>	<p>1 全ての基準緩和自動車制限事項に記載された車体表示をしていなかった (※1)</p> <p>2 速度抑制装置の緩和を受けた基準緩和自動車 ① 制限事項に違反し、高速自動車国道等を運行 ② 制限事項に違反し、離島以外の道路を運行 (整備等のための運行を除く。)</p> <p>3 長さ、幅、高さ、車両総重量、軸重、隣接軸重の緩和を受けた基準緩和自動車 ① 運行速度違反 ② 積載重量等の制限違反 (過積載) ③ 特殊車両通行可違反 (未許可含む) ④ 制限外許可違反 (未許可含む) ⑤ パラ積み運行 (分割不可能な単体物品の制限違反) ⑥ ①～⑤以外の条件及び制限事項違反</p> <p>4 2及び3以外の基準緩和自動車条件及び制限事項違反 (※3)</p> <p>5 文書警告を受けた後、改善報告を行わずに運行した場合</p> <p>6 保安基準第55条第3項から第5項で求めた書面等が事実と異なり、かつ、当該書面が作成的に作成されたことが判明した場合</p>	<p>1点</p> <p>8点</p> <p>3点 (※2) 3点 (※2) 3点 3点 3点 3点</p> <p>3点</p> <p>11点 11点</p>	<p>第55条 第6項 第3号</p> <p>第55条 第6項 第2号</p>
<p>文書警告後の改善未実施 虚偽による保安基準緩和認定申請により認定を受けた場合</p>			

- (※1) 監査において、2から4の違反行為を確認した際に、当該違反行為があった場合に限り加算する。
- (※2) 違反が初回のときは3点、当該違反に基づき行政処分等の後1年以内に同違反があった場合7点とする。別表第2に該当する事故等に於いた加算点数がある場合は、初回であっても8点とする。
- (※3) 道路交通法及び道路法を遵守する旨の条件違反を除く。

別表第2 (事故等に応じた加算点数)

加算点数	事故等の種類
8点	次に掲げる事故等であって、別表第1に掲げる違反行為が認められたもの 1 自動車転覆(道路において路面と35度以上傾斜したとき)し、転落(道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上)のとき、火災(積載物品の火災を含む。)を起し、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)と衝突し、若しくは接触した事故を引き起こした場合
8点	2 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じた事故を引き起こした場合
8点	3 死者又は重傷者(自動車損害賠償法施行令(昭和30年政令第286号)第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じた事故を引き起こした場合
8点	4 10人以上の負傷者を生じた事故を引き起こした場合
3点	5 自動車に積載された危険物等(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第5号イからトまでに掲げるもの)の全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいした事故を引き起こした場合
3点	6 自動車に積載されたコンテナを落下したもの
3点	7 橋脚、架線その他鉄道施設(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法(大正10年法律第76号)による軌道施設を含む。)を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させた事故を引き起こした場合
3点	8 高速道路等において、3時間以上自動車の通行を禁止させた事故を引き起こした場合
3点	9 車両総重量に関する基準緩和の認定を受けた自動車とその積載貨物の飛散又は落下させた事故等を引き起こした場合

別表第3 (関係法令の違反に応じた加算点数)

関係法令の違反の種類	加算点数
次に掲げる場合であって、別表第2に掲げる事故等が認められなかったもの	5点
1 道路運送法(昭和26年法律第183号)、道路法(特殊車両通行許可違反を除く。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)(制限外許可違反を除く。)関係の違反(自動車の運行の安全の確保及び公害防止に係るものに限る。以下、本表において「違反」という。)が当該事故の発生に大きく関与したと認められ、かつ、当該事故の被害状況が甚大で社会的影響度が高いと判断される場合	3点
2 違反が当該事故の発生に大きく関与したと認められる場合	1点
3 違反の状況が著しいと認められる場合	8点
4 酒気帯び運転(道路交通法第65条第1項の規定に違反する行為をいう。)、無免許運転(同法第64条の規定に違反する行為をいう。)、大型自動車等無資格運転(同法第85条第5項から第9項までの規定に違反する行為をいう。)、又は麻薬等運転(同法第117条の2第3号の罪に当たる行為をいう。)を伴うもの。	8点
5 救護義務違反(道路交通法第117条の罪に当たる行為をいう。)があつたもの	8点

別表第4 (行政処分等の量定)

合計違反点数	行政処分等
1～4点	文書勧告
5～10点	文書警告
11点以上	基準緩和の認定の取消処分